

令和7年3月27日

保護者の皆様

大田原市教育委員会教育長

学校感染症に関する対応について（通知）

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
表題の件につきまして、「学校感染症に関する受診報告書（様式）」の運用方法を令和7年4月1日から下記のとおり変更することとなりました。
保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 従来の運用との主な変更点

従来の運用	令和7年4月1日からの運用
○出席停止に関する全ての感染症 ①紙媒体による報告のみ	○出席停止に関する全ての感染症 ①紙媒体による報告 ②オンライン報告 のどちらか

2 学校感染症に関する受診報告書（様式）の提出方法

①紙媒体による報告の場合（従来と変更ありません。）

- (1)「出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について」をご確認ください。
- (2)学校感染症に関する受診報告書（様式）をコピー、または、学校ホームページからダウンロードし、印刷してお使いください。
- (3)学校感染症に関する受診報告書（様式）は、医療機関で聞き取った内容（診断名・発症日・登校日等）を保護者が記入し学校へご提出ください。

②オンライン報告の場合

- (1)「出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について」をご確認ください。
- (2)各学校ホームページから報告書フォームにアクセスし、医療機関で聞き取った内容（診断名・発症日・登校日等）を保護者が入力し報告してください。

3 発症から登校までの流れの例

- (1)発症
- (2)病院受診（主治医から診断名・発症日・登校日の指示を受ける）
- (3)学校に連絡
- (4)家庭静養
- (5)登校（①学校感染症に関する受診報告書（様式）に必要事項を記入し学校へ提出、または②オンライン報告）

大田原市教育委員会 学校教育課

TEL 0287-23-3124